

平成24年6月15日(金曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第6号

平成24年6月15日 9時00分 開議

日程第1 議案第3号から議案第13号

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議員提出議案第15号から議員提出議案第17号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●議員から提出された議案

議案第 15 号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

議案第 16 号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書

議案第 17 号 消費税増税に反対する意見書

議 事 の 経 過

平成 24 年 6 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして、議案審議を行います。

日程第 1、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第 13 号、債権の放棄についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会、今議会に付託された議案は、議案第 3 号の専決処分の承認を求めることについてと、議案第 7 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、第 10 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての歳入のうち、18 款、20 款。歳入のうち、14 款、15 款、21 款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、2 款、9 款と、第 2 表、地方債補正。議案第 11 号は、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。それから第 13 号議案が、債権の放棄についてまで 5 議案を付託されました。

それにつきまして、6 月 7 日 11 時 15 分より 3 時までと、8 日の 9 時より 11 時 40 分まで全員出席の下、植田副町長、松田総務課長、松本情報防災課長、米津税務課長、税務係長の小橋さんらの出席の下、担当より詳細なる説明を受け、慎重なる審議を行いました。その結果を報告させていただきます。

まず、議案第 3 号の方の専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは国の方の上位法による地方自治法の中の地方税法の改正により、平成 20 年 4 月 1 日より施行に伴い、黒潮町の税条例の一部を改正する条例、これは 3 月 30 日に改正により、専決処分の承認を求める件でありました。

これにつきましては議員の方から、5 月 31 日は全員協議会が開かれており、議員が出席していたので、その場で臨時議会を開催してでも、こういう専決処分をするべきではないと。やはり、議会の議決を取るように臨時議会を開き、議会での議決を取るべきではないかという意見が出ております。今後、できるだけ専決処分というものはしないようにという意見が挙がってございました。で、特に今回のように、その時間的余裕がないということに当てはまらないという意見がありました。

その結果でございますが、上位法改正に伴う改正ということで承認するものと決しました。

第 7 号の、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について。平成 22 年より 2 年間、特別職の給料を、町長 10 パーセント、副町長、教育長、各 5 パーセントの減額をしてございました。この特例を再度、24 年 7 月 1 日から 26 年の 3 月 31 日まで延長するための議案でありました。

これに対して議員の方からは、期間限定の特例とはいえ、条例では特別職の職員の給与に関することにかんしては審議会に諮り、委員の意見を聞くところがあるが、やはり短期でも審議会を開き、意見を聞くべきではないかという意見が出てございました。

その中でも、委員とは一体何名いるのかという意見も出てございました。それに対して町の方からの説明は、

まあ県の方の行政担当に問い合わせをして聞くと、いわゆる条例の給料表の改正ではないので、期間を定めた減額なので、審議会を開き、意見を受けなくてもよいということを受けて、こういうことをしたということです。

で、委員の数ですが。委員は必要に応じて任命するもので、開いていないので委員はいないということでしたが、これもけんけんがくがくありましたけど、まあ時勢からして、町長自らそういう減額を求めているということで、可決することと決しました。

その次は、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についての歳入については、あまり意見はありませんでした。

出の方ですが、ページ、16ページの方で大きく、その金額的な問題やないですけど、今回、片仮名用語のものがいっぱい出てきて、なかなかいろんな意見が飛び交いました。16ページ、総務費の6目企画費の8節の報償費、これですが、スマートコミュニティ検討委員会ということで。これは、自然エネルギーの活用をしていくということで、エネルギーをITを使って、賢く使っていくための検討委員会。県外から専門の方を6名を含む合計22名で、年4回の会を開くための予算というように説明を受けました。

スマートコミュニティというのがそのようなことで、ちょっとあんまり横文字ばかりで分からないことばかりが多かったんですが。それと、13節委託料597万5,000円、スマートコミュニティ構想普及支援事業調査委託とあります。スマートコミュニティとは、再生可能エネルギーを住宅やビル、交通、ライフスタイル転換など、一連の社会システムとして効率的に活用できる社会を目指すということらしいという説明を受けました。それとしては、木質バイオとかメガソーラーの立地について、トヨタとマイクロソフトなどの共同事業による調査を行うための費用であるというようにお伺いしております。

17ページの方になりますが、この中で11節需用費の方で光熱水費として電気料29万7,000円というものが挙がっております。これは、電気自動車への充電のための支払い電気料になります。で、町としては、200ボルトの15アンペで365日、24時間充電利用できるということで計画をしておるようでございます。電気料の方は、深夜料金が0.28円、朝6時から夕方6時までが33.6円というように説明を受けております。その中で、400ボルトの方が早いでないかというようなことがありましたけど、取りあえず200ボルトでの計画というように説明を受けております。

15節工事請負費143万3,000円につきましては、このスマートタウン事業によって、トヨタ、工科大との関連で進めていて、官民学での取り組みで行っていくということでございます。佐賀、大方に各1台ずつの充電スタンドを設置するという計画であります。

土地については、町有地、県有地、民間などを予定しておりますが、土地の購入予定はしてないという説明でありました。今現在それをした場合に、その充電は何台を見込んでいるかというような意見がありましたが、町の方で電気自動車の台数はというような質問に対して、それと充電料金はどうか、それと避難場所にも設置をされるのかというような意見がありまして。それに対して町の方の説明は、完全な電気自動車は役場に現在、町内は1台ありますが、黒潮町内で車を持って使用される方については、現在つかめていないということでございます。

充電については、平成24年度は、実証実験のために無料です。駐車料としての徴収はというような、あるがではないかという意見はありましたけど、まあ今のところ、そういうことも考えてないということで。充電料を徴収するには、町が電気事業法をクリアしなければ徴収することができませんが、それがクリアすれば徴収が可能ということでもあります。そのときにはスマートカードというような方法での徴収を考えているようです。

避難所の方にはこういう充電器は設けずに、ディーゼル発電によって電力を確保し、それを町内で流していきたいというような説明を受けてます。また、フル充電で走行できる距離は約 150 キロ。夏場、エアコンを使用した場合は 100 キロ程度かしらん走れないようです。そうすると、高知から西の方面に来た場合に、ちょうど黒潮町辺りでの充電になるとの考えで、その無料にしておりますけど、その待ち時間、町内を観光していただける。そうすると、買い物もしていただけるということで、経済効果もあるということを考えているという説明を受けております。

充電時間があんまり 1 時間ばあでできてしまうと、これは言われませんが、ご利益がないと、町に。だから、まあせめて 2、3 時間はおってもらわないかんという構想だというように私たちは思いましたけど、まあ、まだ時間的に充電の時間は明確な説明は受けておりません。

20 ページの方に移りまして、賃金になりますが、7 節、上から 19 の下の 7 節の賃金ですが、これにつきましては、臨時雇用の 275 万 9,000 円につきましては議場での説明がありましたけど、これは避難道の計画に伴う用地の交渉に当たる方を 2 名臨時で雇用する。それにつきましては、来月 7 月からその事業に取り組んでいくという説明を受けております。

9 節、100 万の方ですが。これにつきましては、南海地震対策の会が増えたことによる旅費と、東北の方へ課長 2 名を派遣の予定のための費用という説明でありました。

それから、13 節になりますが、これ委託料のうち、黒潮町水準測量等の委託料となっております。これにつきまして、まあ東京を基準にしておるので、黒潮町では水位が 1 メートル高くなると聞いているかということの意見がありましたけど、それに対して明確な説明は受けておりません。

それで委員の方からは、まあ、2012 年 3 月 11 日以降、津波それからまた、国の発表した津波高とかいろんな問題がありまして、住民から自分の住んでいる場所の高さを問われるが、個人の家が分かるのかとか、ホームページで個人の高さが確認できるかという説明を求めました。それに対して、50 メートル以下を表示できるものとして、町内の面積 17.9 パーセント程度を把握できると、平地の、というような。50 メートル以下の所ですので、そういうことで。これにつきましてはホームページでも確認できますが、どうしても誤差があります。で、プラスマイナス 60 センチの誤差があります。けど、そのように個人の調べ方があって、調べれば自分の家の高さが確認ができるということでございます。

現在、区長に配布している、地区の高さを記入している資料を住民への配布が可能かという意見がありましたけど、これにつきましては、今、区長に配布しているのは航空写真なので、会社の方に著作権があります。それと、個人情報プライバシーの関係もあるので、それはできないという説明を受けております。

その同じ委託料の中でも、津波避難計画等作成業務委託料ですが、これは防災計画の津波対策の見直しによる資料の作成ということで、これにつきましては、まあ地域担当制を利用しながら資料を作っていくという説明でありました。

それと、地形により津波の到達時間などは専門家へ委託せねば分からないということで、そういうことも含まれたような経費という説明でありました。

21 ページの方の、15 節工事請負費の方で 100 万ですが。これは現在、国交省が国道につけております 26 基のカメラを防災カメラとして活用するため、それはケーブル使用として利用するということでの説明でありました。まあ、これには国交省管理の一级河川とか国道が、主、映るようでございます。で、その方の協議はもう済んでいるというように説明を受けております。

意見としては、国交省は利用はよいが、ケーブルで今やってる自主放送の方の定点カメラをやっているのか、インターネットには出ないのかというような意見がありました。それに対して説明としては、インターネット

に公表の、今のところ考えはないという説明でありました。

それで9ページにもんでいただきまして、2表の地方債の補正ですが。これにつきまして説明は、平成28年度から地方交付税が減額になってくるとい、まあ今からだんだん合併後10年の特例も切れ、それで5年の措置も切れてくると地方交付税が減額になってきますので、そのことについては多少危機感を持っての説明がありました。

意見として、長期借入れを折れ線グラフにして作っておけば、見よし、判断ができるという意見がありました。それと、まあこういう地方債での借入れについては、副町長がブレーキをかけるように心掛けてほしいとか、まあ財政に留意をして地方債借入れは執行することという意見がありました。で、委員会としては、この補正のあれにつきましても可決するものと決しました。

次は、第11号の方の、集中処理の方ですが。この200万の増額につきましては、まあ説明も受けておりますとおり、町の地域担当制をして14区に分けて、今から防災、地域との連携で、職員が勤務外をやる時間が増えます。そのための時間外手当を200万円上乘せするものです。現在の予定よりも。

これにつきましても可決するものと決しました。

13号議案の方になります。

これにつきましては、なかなか大きい金額であり、どうしようもないという意見を言うてしまうとおごられるかもしれませんが、まず役場の方に説明を求めるに、これまで手順として、きちっとそういう債権の回収に努めてきたかという、そういうものがちゃんと説明をしていただきたいと。そうでなければ議員としても、どんななったぞと言われたときに、明確な、やはり住民に説明をしたいという。するためには、もっと細かに教えてくれというような意見がありました。

まあ、こういうものを出すときには、議案として提出するときには、執行部はこれまでのことが十分に判断できる資料を添付すべきでないかという、そうでなければ判断がつかねるという、皆、そういう意見がありました。

それで、まず町としては、この負債に対して連帯保証人4名の方は、既に法的に自己破産をされており、返済はできない。まあ財産がなくなってできるはずがないということで、この方にはもう、その請求はできないと。それで、家族、奥さんと子どもさんと計4名の方に、この請求を回しましたけど、もう余裕もなく。全員で法律相談を受け、平成23年12月8日に相続放棄の法的手続きを取られたということで来ておりますので、ここにも請求ができなくなっております。それで、相続権の関係で、兄弟とか、おい、めいごさんたち7名の方にも相談を致しましたところ、この方々も法律相談をされ、平成24年3月5日、相続放棄の手続きを法的に取られたということで、手続きが済んでおります。

これによって、この債権は、もう入る見込みが全くありません。それで、こういう大きな金額を、いつまでも入らないものを債権として挙げていくこともおかしなことになりますので、まあ今回、そういうことも含めての議論がありましたけど。まあ意見としては、これは大事な税金から立て替えたお金ですので、今後このような巨額の債権放棄が起こらないように、行政側はきちっと執行を行うこと。それによって、手順もやはり議会には報告し、こういうことをやったけど駄目だったとか、これやったけど駄目やったとかいうように説明してもらわないと、どうしても住民側からの説明求められたときに、議員がしどろもどろでは困るので、きちっとしたことの対応を。今後、このような大きな負債が起こらないように、このようなことが起こらないように、行政執行をきちっと行うことという意見が出ました。

結果と致しまして、確かにここ出てます、3億745万8,357円。なかなか大きな金額でありますけど、もうどこを頼っていても町には1円も入ってくる道筋がありませんので、このままこういうものを債権として、町

の財産として挙げていくこと自体も間違っているのではないかということで、これにつきましても、放棄することについて可決するものと、委員会では決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

今の13号の議案ですけども、住民の方はですね新聞で知ってまして、どうなっちゃうがぜと。特に大方の住民の方はなかなか今までの経過も分からなくて、3億も、まあいうたら放棄して、まあ平たく言うたらちよつと怒ってるというような意見が何人かの方からありました。

議員としては、それからここで説明を受けると分かると思うんですけど、なかなか住民の方にそれが分からないと思うんです。それで今聞いておりますと、これまでの資料を出すべきじゃなかったかという意見があったと、委員会でね。

だから、それを請求することになったんですか。意見があっただけで終わってるんでしょうか。資料を出してもらえるようになったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それは委員会の説明として、委員会の中では資料を頂きました。

委員会として、ほかに出す、まだ個人名なんかが出てきてますので、誰それが負債ということで個人名が明記されて出てきておりましたので。一応、その流れとして、いつ貸し出してこういうことになって、こういう流れになったという流れですけど、そういうことの資料としては頂きました。

それと別個に、相続財産の放棄にかんする法令なんかも持ってきてくれましたけど。まあ、そういうものも一応持ってきて説明を受けました。資料としては、もう委員会から出すいう意思はないようにと、まあ今のところ委員会以外には配布するいうあれは持ってないようでございます。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神さん。

10 番（明神照男君）

今、委員長の説明の中で、スマートコミュニティの関係のがで。

（森委員長から「何ページになりますかね」との発言あり）

16ページでね、総務費で、企画で、それで。この財源が993万1,000円いう数字になっておるがですが、これが性格いうかね、その他。国でもない、地方債でもない、一般財源でもない、その他ということになっておりますけど、このその他いうのががどういう性格のものかということと。

それからもう1点は、この事業は、まあ自分らも頂いた資料、スマートグリッドの関係やと思うがですけど、やらないか事業やと思うがです。が、それを900万もお金掛けて、なぜ、どういうところを調査して、どういうところを検討するががこういうようなことが自分ら分からんがですけど、その説明をお願いします。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

誠に申し訳ない。

その他のことについての、財源のことについて、深く意見もなかったというように私は思っております。委員の方からは。

で、この事業につきましても、いわゆる、これができるかできないかというための実証実験であるということでもありますので、まあ、やろうとしてることは、まあ今から普及する自動車のことを考えた場合に、町内に2カ所ぐらい充電があったらいいという想定ですけど。それによって、町の方へ来る、流れてる人を、そこで一時的でも、2時間でも、3時間でも、充電の時間の待ち時間に、お茶の一杯でも、お土産の一つでも買うてもらふことによって、まあ地域の活性化にもつながるといふようなところを今から調査していくのではなかろうかという想定かしらできませんが。

あまり細かなことは聞いておりませんが、先ほど申したように、官と民と学が協働で事業の推進をしていくことで、そういう取り組みということでの実証実験とだけしか聞いておりませんので、ここは細かなことまでは至っておりません。その内容が、これをやったら大体こんだけのものが収益として見込めるとかというような意見のどこまでは至っておりません。

ただ、説明を受けることと、電気料金の充電料金はどうしてもらえんがかなというような、こっちがお金払いようがやけんもらうべきではないかというような意見は出ましたけど、細かなことまでの意見もなかったし、説明もまた受けておりませんので。はい。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

それで、いや、分かったいうても、よう聞こえざったがですけど、その財源よね。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

その他の財源ですか。

これについて、私の記憶の中では、それに対する説明は求めてないと思います。どこの分で、この金が来たがいうがを。私の方の聞き落としかもしれませんけど、そのへんについては詳しく聞いておりませんので、誠に申し訳ございません。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

それで、この充電の関係かね。

そういうことら、もう電力の問題、エネルギーの問題らあからしてね、自分は当然これやらないかんことやと思うがです。自分としてはやったらええ、将来的にええことやと思うがね。

ほんで、そういうことが分かっちゃうに、今の説明は分かるがですけど、ほんまに調査するとか、検討するということね、自分、無駄やと思うが。そんなこともせんでもええこと分かっちゃうるいう考えをするもんで、

ほんでお聞きしたがでした。はい。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

まあ執行部としても、どんだけの距離間に置く。まあ町内に2台置くとして、どこに置かいうこと。それから、置いた場合の流れとかいろいろ検証せないかんものもあろうと思いますし、ほんとに200ボルトでいいのか、400ボルトになるがとかかいうことにつきましても、いったん計画的でやってしまいますと、もうあれでしょうけど。まあ実証実験の段階で、200で駄目なら400ボルトということも可能だと思いますし、そういうことも含めてもろもろ。それから、まあ場所の設定もあります。

ほんで、そういうことも含めての実証実験ということで、まずそこに、やったからそこに定着するというようなこともないし、まあ既存のガソリンスタンドさんへ間借りするという事は考えてないということで、新たにその施設を、県の土地とか、国の土地とか、できれば町の土地とかで。それから、まあ民間の土地をお借りするという事で、土地の買い上げは考えてないという説明を受けております。

まあ、ほんとに、そのいきなりやれということだと思うんですけど。まあ、そういうようなことで私たちが説明を受けましたので、まあ説明ということで。はい。

（明神議員から何事か発言あり）

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

議案第7号についてお伺いします。

私、この議案については質疑をさせていただいております、そのときに報酬についてということで少し質問をさせていただきました。

今、委員長の報告を伺ってありましたら、給与についての。まあ、そのとき私も少しご説明したと思うんですけども、給与を減額するのであれば、きちっと審議会に、まあ延長ということでございますので審議会にかけてですね、適正な報酬であるかどうかということをご審議なさった上でご提出になったらということをお話ししておりましたので、今、委員長報告の中では、その手続き上のことについては確認をさせていただいたというようなご報告をいただいたと認識しております。

私はその上にですね、やっぱりその町長、副町長、それから教育長ですね、まあ職務に対する対価として給料が支払われているわけですので、このあたりに対してですね、委員さんからのご意見というものはなかったのでしょうか。

例えばですね、減額をするということは、それぞれ重責にあるわけですから、何らかの問題があつて、その責任を取って減額に至るとかいうことであれば、私はその減額ということについて、まあ致し方ないなというふうには思うのでありますけれども。今回の減額ということ、少しでも財源の足しになればというような理由だったと思うので、私自体としてはですね、このあたりの職務とですね、それから報酬のバランスというのが大事じゃないかなと思ったので質問させていただいたので、そのあたりのご意見は委員さんの中からは出ませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

あまり、そのカットして、まあ自分の受け取る生活給である給料が下がることについて、それが妥当か、もっと下げるべきだとか、元に戻して、いわゆる給料表で払うべきだとかいう意見は差し当たってなかったように思います。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、矢野昭三君。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

本委員会に委託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記、事件番号、件名、審査の結果という順番で報告させていただきます。

議案第9号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、審査の結果、可決でございます。

続きまして、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について、歳入（14款、15款、21款）のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち、6款、8款、審査の結果、可決でございます。

続きまして、議案第12号、土地の取得について、審査の結果、可決でございます。

少し、審査の経過について補足させていただきます。

その議案第9号の件でございますが、本会議のときにも説明いただきましたが、地方公営企業法の法改正によって、この町の企業経営にかんする自由度が高められた。まあ自由を与える責任が重くなる。そういうことでございますが。それに合わせた法の、事業の運営をしていくという趣旨の下に、そういう利益剰余金の処分をそういうふう運営していきたいということでございました。

それからですね、続きまして、議案第10号。これは、24年度黒潮町一般会計補正予算でございますが、土木費の方ですね、これは防災関係を促進するために予算を組み替えて取り組んでいくと。一層のスピード化を図るというものでございました。

それから、ちょっと前後しまして申し訳ないですが、ハウス関係についてはですね、新規就農者の対する、そのハウスの修繕的なものであると。長寿命化のための対策の予算であるということでございました。

それから、鳥獣の件につきましては、鳥獣被害防除対策でございますが。これは、電気金網を設置すると。3分の2補助で、すべてのけだもに対応するものであるという説明がございました。

それとですね、この駅前、入野の所の液状化の問題でございますが、これは地盤そのものが軟弱なために、その対策として、この液状化の予算を計上したということでございます。

それからですね、住宅費の方ではですね。これは、公営住宅のテレビの引き込み、低所得者の対策として必要最低限の、そういう情報、テレビの設置のために予算を計上したということでございます。

それから、議案第12号、土地の取得についてでございますが。これは、今年、造成の計画、設計まで、造成まで持っていきたいと。少し先走った話でございますが、25年に建設の方に切り掛かっていききたいというような説明がございました。

これで報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、宮地葉子さん

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

付託されました議案は5議案です。議案は付託表にありますので、ご確認ください。

去る、6月7日午前10時20分より午後4時まで、常任委員5名出席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。町長も最初の方、午後も少しですがお見えでした。

審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいかなくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告致します。内容によっては本会議と重なることがあるかと思いますが、ご了承ください。

また、6月8日、次の日ですが、午前9時より視察研修に行きましたので、これについても議案報告後にお伝え致します。

なお、教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、承認、可決されるものと決しました。

それでは、中身について報告致します。

議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。これは、上位法改正に基づいているということで本会議で説明があったとおりですが、大きく問題になることはありませんでした。

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算）。これも、本会議に説明があった以上に大きく問題になることはありませんでした。

議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算）。これは、本会議でももちろんありました3,400万の補正予算ですが、これ、実際は赤字なのに、こういうふうに上げると黒字になるということが本会議でもありまして、また、その説明もありましたが、まあ議員の中でもそのような説明を受けて、いかがかなあというようなこともありました。

全体的には大きく問題にはならなかったんですが、この専決がかなり多過ぎると。こういうふうにも時間もあるのに、専決処分がこういうふうに出されることは、こういうことが続くと議会軽視にもつながるのではないかと。今後はできる限り専決処分ではなくて、議会を開いてほしいというのが委員会から出されました。

続きまして、議案第8号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について。これは、本会議でやはりありましたね。漢字圏でない所の片仮名表記ですけども、ヤママサというのができるかどうかとか、そういうふうな、本会議でもありましたけども。委員会でもそのような内容説明を受けるといことで、大きく問題になることはありませんでした。大体、課長の説明で分かりましたと、まあ、それほど審議でもめるようなことではありませんでした。

続きまして、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について。歳入15款のうち、教育厚生常任

委員会の所管する歳入ですが、この歳入については大きく問題ありませんでしたが、歳出の3款と10款についてお伝えします。補正予算の17ページをお開けください。

17ページ、民生費ですが、3款民生費、15節工事請負費で、窓ガラス飛散防止対策工事470万6,000円ついております。これは本会議での説明ありましたが、保育所すべてにですね、窓ガラスが飛び散らないように、そういう防止対策をする。これは、県の3分の1の補助を受けてやるものだという説明を受けまして、まあ保育所にこういうものがつくことは、幼児の安全を考えれば必要なことではないかと。それから委員の中からですね、遮熱フィルムというのがあるんだそうですけども、まあ自分の会社にこういうのを張ると、本当に熱を遮ってくれて、クーラーの温度をだいぶ上げてもいいと。そういう意味では、今はお金が掛かるけども、後々になると節電にもなって本当にいいものがあるから、こういうのを使ったらどうかという意見が出されました。まあ、お金も掛かるので検討してみますということで、委員会の意見として挙げておきます。

それから、18節備品購入費103万4,000円、お散歩カーというのがありますね。これはリヤカーで大体6人ぐらいの子どもさん乗せれると。リヤカーいうていいますと、昔、まあ荷車みたいなですね、そういうイメージがあるんですけど、どういうもんですかというのが委員の質問があって、課長の方からですね、平たく言ったら子連れ狼の大五郎やったかね、あれが乗ってるような、その大きくしたもんだということで、ただのリヤカーとは違くと。まあ子どもさんが安全にしないといけませんので、じゃあ、ブレーキなんかはどうだろうかというようなことも委員の方から出まして。それじゃあ、見に行かないかねと言いよったら、パンフレットがありますというて、パンフレットをここに、委員の方では頂きました。大体ね、17万ぐらいするんだそうです。まあ、これより高いのも安いのもあるそうですけど、私たちはちょっと高いのに驚いたんですが、まあ行政の方はですね、割と高いものをそのまま受け入れるといいますか、そういう傾向があるので、気を付けてやっていただきたいって言ったら、まあ入札もすると、そういうような説明がありました。

続きまして、21ページお開けください。10款の教育費です。保健体育総務費、18節の備品購入費でAEDの1台購入すると。これも本会議で説明がありましたが、この1台を購入したことで、町内では全部で35台になる。この1台はイベント用に持ち運びができるものだというのが、本会議で説明になりました。それで委員会で話があったのは、実際これが現場で使えるようにですね、職員さんが検証してるんだろうかという意見が出ました。あっても、いざというときなかなか使えなければ意味がないわけですけども、職員研修はやってると、講習ですか、それはやっているという説明がありました。

それからですね、じゃあ、メンテナンスはどうだろうかということで、いざ、あったときに使おうかと思ったら、まあ電池が切れてるかなんかで作動しなかったら、これは何にもないので、定期的なメンテナンスも必要じゃないかと、そういう意見が出されております。

議案についての審議の報告は、これで終わります。

続きまして、視察に行きましたので、その報告を致します。

教育厚生常任委員会では6月8日の午前中、委員会調査を行いました。まずは、今年度、新築工事が完了しました三浦小学校、新校舎の方で子どもたちが勉強してることも重ねて見てきました。今まで三浦小学校は何回か議会で行っておりますけども、職員室に入るとですね、何か船酔いするかのよう、そういう感覚になったもんですけど、校舎の傾き加減なんかを見て、その危険度については、ほんとに議会で何回か取り上げられてきたところです。今回行きますと、ほんとに耐震ももちろんされてますし、廊下や床は当然ですけども、その壁面もですね板張りになって、環境的にはほんとに優しいし、温かい、そういう校舎になっておりました。ここは日当たりもいいですしね、見晴らしも大変いい校舎でして、海拔は33.3メートルで、地域住民の避難場所にもなっております。

三浦小学校を後にしまして、次に伊田小学校の方で、今、避難道というよりも、橋が架けられております。校舎の3階から後ろの山に子どもたちが逃げられるように、今、橋が架けられてるんですが、そこを見に行ってきました。

もう伊田小学校はご存じだと思いますけど、ほんとに海が目の前といいですか、すぐ近くですので、津波の危険性が最も高い校舎のうちの一つだと、そういうふうには言えると思いますが。この校舎から橋を架けてほしいというのは、住民からも多く希望が出ていた所です。

ただ、視察した段階ではですね、校舎の中からしか、その橋に行けないわけですね。外から行けないので。実際、じゃあ、夜間のときとか、まあ土日、祭日ですね。学校が閉まっているときはどうするんですかという委員の質問があって、もうガラスを割って入るしかないねという答えでしたけども。やはり、子どもたちが庭にいることもありますし、まあ住民の避難場所としても、外からの階段を付けるべきじゃないかなというのが、視察をしてからの委員の意見でした。

続いてですね、今回、議会の中では一躍有名になりましたが、北郷のあったかふれあいセンター、そこに行ったんです。で、行く途中に、上川口小学校の避難道が今造られておりますので、もう小学校の近くまで行かないで、まだ建設中ですので、国道に歩道橋が架かっておりますが、その歩道橋からですね、ちょっと遠めでしたけど、工事内容を見てきました。完成したら、また行きたいと思います。多分、これが完成すると、ほんとに安心できる所になるんじゃないかなと思っております。

北郷のあったかふれあいセンターでは、もう私たちが到着しますと、すぐその参加者の方がですねNHKのテレビ体操を見ながら、ちょうど体操をしているときでした。ここへ来られてる方は、そういう体操をして健康にも気を付けたり、トランプをしたり、おしゃべりをしたり、楽しいときを過ごしているのが一目瞭然(りょうぜん)でした。で、隣の部屋には和室も、ここは用意されておまして、そこにはですね、輪投げがあつたり、ちょっと委員はすぐ練習しよりましたけど、カラオケセットがあつたり。それから男性の参加者が、どこでもそうですけど少ないので、囲碁や将棋のセットも用意されておりました。

説明を受けた委員の中からですね、じゃあ、パソコンの講習なんかをやると、男の人がね集まってくるんじゃないかなあという、そういう、早速、アイデアも出されておりました。

小学校ですのでグラウンドは広いですから、そのヘリポートにもなっておりますし。広いグラウンドでは地域の人たちとともに運動会や花見なども検討していると、そういう説明を受けて、新しい取り組みに前途明るいあということを委員全員が感じてきたところでした。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

議長(山本久夫君)

これで教育厚生常任委員長長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

8番(山崎正男君)

教育厚生の方にご質問致します。

議案の第6号の、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算のことでございますが、この補正予算では、まあ前年度のお金が足りないために繰上充用で3,400万ということになっております。

ここらあたりについてですね、この繰上充用の在り方について、もう少し突っ込んだようなお話が委員会で

されたのか。この繰上充用を、また翌年度も行うような状況があるのかないのか、そんな話までいったことはないですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そうですね。これは本会議でかなりあって、その問題を繰り返しはありましたが、さらにそれを突っ込んだというような、詳しくやるということはあまりなかったように思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、懸念される場所は、議会の中で当然質問もありましたけれど。その委員会の中でですね、今後このようなことを繰り返すようなことがあってはならないと思って、私は意見を出しようわけですけど。そこらあたりの今後の見通しとかいう。

要はですね、国保税が毎年毎年上げておられますけれど、こういうふうに金が足らなくなるような算定とか見込み違い、こういうものがあってはならないと思うわけです。だから、そういうところの観点から委員会の中で議論されたらどうかということなんです。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

山崎議員が言われたようなことは、委員からも出されました。

そして、答弁としては、もう本議会でされたことでしたので、やはりこうして簡単に出したわけじゃないでしょうけども、専決で出てくるということ自体も問題があるんじゃないかということはあるんですよ。

それで、議会の中でやっぱりこういう議案は議員が意見を出して、もんでですね、やっぱりそこで議決していくと。そういうことが望ましいという方向が主に出されました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

議案 10 号で教育費の所で、先ほど AED のメンテナンスのことで、どうなるろうかというような話が出たということでしたが。それに対する執行部からの回答というか、それはどういうもんです。

（宮地委員長から「やってるいうたかね」との発言あり）

いや。これ、メンテナンスするもせんもないね、もう電池とかよ、耐用年数とか耐用時間が決まっちゃうがでね、交換せんといかんなるがです。2 年に 1 回やなかったかと思うけど。自分もこの講習も受けちゃうけどね、もう内容らあ忘れてしもうちよるがやけど、そういうあれがあったもんで。ほんで、今言うメンテナンスするせんの問題やないと思うたもんでお聞きしたがです。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

もちろん、それをやっているということでした。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

（森総務常任委員長から「議長」との発言あり）

森君。

総務常任委員長（森 治史君）

私、先ほどの委員長報告の中で、ちょっと日付を間違った部分がありましたので、訂正をここでやらしてもよろうてよろしいでしょうか。

（議長から「はい、訂正してください」との発言あり）

第3号の専決処分のところ、3月31日に、そのという言葉をつけて全員協議会が開かれた言いました。5月31日の間違いで、5月31日に全員協議会が開かれましたので、3月じゃなくて、5月というように訂正をお願い致します。

議長（山本久夫君）

森委員長の訂正、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算)の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第6号の討論を終わります。

次に、議案第7号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

濱村さん。

14番(濱村 博君)

なかなか難問題が山積の中、町長はじめ3氏とも、大変身を粉にして活動されていると思います。これ以上、身を切る必要はないと思っております。

また、できることなら上げちゃりたいくらいです。それでまた、その減俸する要因が何一つ見えない中、給料カットの意味が見えてきません。最低でも現状維持を求めます。

議長(山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

下村君。

2番(下村勝幸君)

今回ですね、特別職の給与カットということで、今、濱村議員言われたようにですね、ほんとに今、町長をはじめ、執行部、三役の方、大変な思いをしてですね、いろんなことやられてるのは重々分かった上でですね、この議案について賛成討論したいんですが。

やはり、まあ町長ですね、そのはっきりとしたちょっと記憶の中に、その公約としたイメージの中でですね、ちょっと記憶にあるんですが。やはり町長は、もう今回ですね、その選挙に出るのに当たってですね、やっぱりこういう部分から自分の中でやっていきたいという思いを確か言われてたような記憶をしております。

で、そういった中で、やはり町長の任期としたらですね、この4年間という一つの節目の中のこの任期ですので、やはり町民にそういった形の約束をした以上ですね、私は今回の町長の気持ちの中で、その責任を果たしたいということを尊重する意味でもですね、この議案については賛成をしたいと思います。

議長(山本久夫君)

反対討論はありませんか。

池内君。

13番(池内弘道君)

反対の立場で意見します。

議会の中で財政が厳しいということで、今回も特別に特別職の給与を減額したいという提案でありましたが、やはり濱村議員が申したとおり、大変厳しい職務の中で職務を遂行していただいていると思います。元の給与に戻していただき、今以上に職務を果たしていただきたいと考えております。

また、元に戻した分は、また上がった給与の分は、町民のためとしてこれ以上に戻していただきたいと思いますので、給与の方を元に戻していただき、今以上の仕事をしていただきたいと思いますので、今回の減額には反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

西村君。

3番（西村將伸君）

私は、この特別職の給与カット。これは、私は常日ごろ、この3月当初予算でもですが、国保税率を上げる。そういった、住民に負担を求める前には、やっぱり特別職を含め、議員もそうなんですけれども、そういった姿勢にあるべきではないかと。そのことも含んでいただきましてですね、町長はこのことを出されたと思っております。

どうか、そんな姿勢をですね、やっぱり住民の前に示していくと。そういった意味でも、この議案に賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

私も、この議案については反対です。

もうくどくど言いませんけれども、今言われた濱村さんと、それから池内議員との同じ思いでございます。

報酬というものは、やはり報酬審議会にかけられて、これが黒潮町の特別職として適正であろうという判断の下に決定された額でございます。これは、町民の皆さん、お認めになったもの、議会が認めたものでございます。それをきちっと受けられて、そして町民に還元できるような職務を全うしていただきたいということがありますので、私はこれに反対なんです。

特にですね、今年度の当初予算にも挙がってございましたさまざまな事業費の中、歳入の部分をよく見ると分かってくると思うんですが、ここに入っている、そのさまざまな社会資本の整備事業等につきましては、これまでの特別職はじめ、職員の皆さんの努力によって歳入が挙がってきているというふうに私は思っておりますので、これを引き続き頑張ってくださいのために町民が応援するという意味で、この議案については反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は賛成の意見でございます。

町長がこの4年間、まあ最初は2年間ですけど、4年間を身を粉にしてですね、町政のために尽くすと、そういう政治姿勢。そういうことであるならば、これは認めてしかるべきじゃと思っておりますので、賛成します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私も、この議案には反対の立場で意見を言わしていただきますが。

今、ほんとに世の中は給料を下げるとか、公務員の給料を下げる。それから、役場の職員を減らすとか、そういう風潮が、もうほんとにありふれているんじゃないかなと思います。それで、役場の職員を減らしていけば住民サービスが低下するというはもう間違いないですし、まあ、また職員さんにも負担が掛かる。そういう傾向の中に、この三役の給料を減らすと、報酬を減らしていくのも、感情として私はつながっているように思うんです。

やはり、大事な仕事をしていただくためにはそれなりの報酬があって、そして、みんなのために公務員として働いていただく。そういう意味では、簡単に報酬を下げるということについては反対です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 7 号の討論を終わります。

次に、議案第 8 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 8 号の討論を終わります。

次に、議案第 9 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 9 号の討論を終わります。

次に、議案第 10 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 10 号の討論を終わります。

次に、議案第 11 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、土地の取得についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、債権の放棄についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 13 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

この際、10 時 20 分まで休憩します。

休 憩 10 時 10 分

再 開 10 時 20 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて(黒潮町税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第3号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議案第4号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第5号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第6号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第7号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、土地の取得についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、債権の放棄についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2、議員提出議案第 15 号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書についてから、議員提出議案第 17 号、消費税増税に反対する意見書についてを一括議題とします。

なお、提案説明者は意見書を簡潔に要約して提案をしてください。

それでは、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 15 号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

障害者総合福祉法、仮称ですけれども、早期制定を求める意見書を説明致します。

その前に、我が国では、からの 2 行目ですが、生活出来る為の仕組みをめざし、し、が重複してますけれども、その、し、を 1 つカットしていただきたいと思います。

それでは、趣旨説明を致します。

平成 18 年 4 月、障がいのある人も障がいのない人とともに地域社会で生活をするための仕組みを目指した障害者自立支援法が成立されましたが、応益負担制度をはじめ、さまざまな問題点が指摘をされてきました。

この指摘されてきた内容というのは、実例を挙げて紹介しますが、応益負担とは、障がいの度合いに関係なく、受ける福祉サービスが原則 1 割負担となっております。1 割負担というのは少ないようですが、生活のすべてにお金が掛かるといった、大変な額になります。

例えば、朝起きて洗顔や歯磨きなど、朝の支度は介助料に 183 円掛かります。ファミリーレストランで 380 円のチーズケーキをヘルパーさんに食べさせてもらおうと 669 円になり、また、友達と公園に行くのに、車いすを押してもらおうのに 289 円掛かるといった、こういった具合です。もちろん、トイレに行くのにもお金が掛かります。

こうしたことから、71 人の原告によって障害者自立支援訴訟が起こされましたが、政府と原告との間で速やかに応益負担制度を廃止し、新たな総合的な福祉法制度を実現するとの基本合意を交わしました。

その後、障害者制度改革推進会議が設置され、ここでの検討を踏まえ、障害者基本法が改正されております。

平成23年8月には、推進会議総合福祉部会において障害者総合福祉法の骨格に関する提言が取りまとめられています。

以下、2点のことについて、国会および政府に対し要請をするものです。

1 つ、障害者総合福祉法制定に当たり、福祉部会が取りまとめた障害者総合福祉部会の提言を最大限に尊重し、反映させること。

2 つ目に、障害者総合福祉法制定に当たり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法の規定によって、黒潮町議会から、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書を提出するものです。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第15号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで提案者に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第16号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

それでは、私の方から提案理由の趣旨説明を致します。

まず、その意見書は皆さまにお配りしておりますので、内容の朗読は省略させていただきます。

一番大事なところはですね、この4月27日に参議院において郵政民営化法の改正法が可決されております。このことによりまして、我々黒潮町地域、まあそれぞれの国内ですが、地域でその簡易郵便局なんかが十分な機能が保たれるかどうかというような心配があります。

そこで一番大事なところは、そのお配りした中の、下の、記から以下でございますが。

郵政民営化法の改正によって、郵便局のネットワークが縮小することのないよう、貯金、保険の窓口業務を行っていない簡易郵便局の存続を保証すること。これが1番です。

2番目には、郵政民営化法の改正によって金融のユニバーサルサービスが後退しないように、格段の配慮と特別の措置を講ずること。

こういうことを国の方にですね申し出たいと。

これはですね、黒潮町では今、7つの郵便局の業務関係の窓口がございます。その中でも、入野と佐賀はですね、配送の仕事と、それから本来の郵便の仕事と受け持っている場所がございます。それから、黒潮町のその簡易郵便局は伊田の郵便局でございまして、この1点です。それから、その他は窓口業務をやっている、田野浦、上川口、鞭、荷稻というようなことになっております。

これらの縮小策によって、その地域ですとね郵便業務。住民がですね、地域の郵便業務で支障を来すことのないようにという願いを込めて、この意見書を出すものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 16 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで提案者に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 17 号、消費税増税に反対する意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

11 番（森 治史君）

議員提出議案第 17 号ですが、消費税増税に反対する意見書であります。

皆さんの方に、お手元に資料は届いておるとお思いますので、すべて読むのではなく、一部だけ割愛して読ませさせていただきます。下から 9 行目あたりから読ませさせていただきます。

たとえ、本当に社会保障を充実させるためであっても、政府は消費税など、庶民の負担増に頼らない財源を確保すべきである。

民間賃金は、この 10 年間で 61 万円も減少し、中小零細企業は経営悪化に苦しんでいる。

国内経済の 6 割を占める消費の低迷が景気回復を遅らせている現在、消費税の増税は、さらなる経済の破たんをもたらすものであり、このような道を選択するべきではない。

従って、国においては、消費税の増税を行わないよう強く求めるものです。

意見送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、社会保障・税一体改革担当大臣、衆議院議長、参議院議長の提出先となっております。

以上で説明を終わらせてもらいます。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 17 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで提案者に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 15 号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議員提出議案第 16 号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議員提出議案第 17 号、消費税増税に反対する意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手をされない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議員提出議案第 15 号、障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 16 号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 17 号、消費税増税に反対する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、議席に配付し

ました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成24年6月第8回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、提案させていただきましたすべての議案につき、慎重なご審議ならびに可決をいただきありがとうございます。

本会期中にいただきましたご指導、ご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 (山本久夫君)

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年6月第8回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 10時 50分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 山本久夫

署名議員 下村 勝幸

署名議員 小松 孝年